

テクノロジーと法の未来へ

Vol.37

FACULTY OF GLOBAL INFORMATICS

国際社会が抱える問題を「情報の仕組み」と「情報の法学」の視点で分析・解明し、解決策を論理的に構築する、iTL独自の学びに迫ります。



国際情報学部国際情報学科4年
私立中央大学附属横浜高等学校(神奈川県)出身

矢澤 陽菜

プロファイリングをめぐる各国の規制動向

現在、AI、IoT、ビッグデータなど情報通信を巡るテクノロジーの進化により、大きく生活が変わってきており、またプロファイリングの技術はさまざまな分野において使われています。本稿ではこうしたプロファイリングの規制の比較について私の研究を紹介させていただきます。

プロファイリングの使われ方

プロファイリングの技術はさまざまな用途で用いられています。民間での例には、広告や採用、金融が挙げられます。広告分野では、ターゲティング広告に使われています。ブラウザのCookie上に発行されるIDに紐づいたユーザー一人ひとりの趣味嗜好、性別、年齢などユーザに関するデータを取得し、狙いを絞って広告配信をするというものです。採用に使われる例としては、新卒採用選考があります。合格基準を満たさなかったとしてもAーだけで判断せず、人

事担当者によるダブルチェックを行っている場合が多いようです。しかし、どうしてもAーが判断したものが正しいと思ってしまうたり、Aーの教育データの偏りによってバイアスがかかってしまったりするため、人間が正しく判断できるように運用面での教育や配慮が必要であると考えます。

金融に使われる例としては、信用サービスの際に、個人や企業の信用度をAーでスコア化するケースがあります。メリットとしては、信用評価の迅速化や客観性の向上などがあります。しかし、低いスコアを付けられて貧困から抜け出せ

なくなる人が出たり、スコアを上げるために経歴や履歴の詐称をする人が出てきたりする可能性もあります。

一方、民間だけではなく公的機関においても事務処理などにAープロファイリングを導入する例が増えてきています。

各国での規制動向

次に、EU、アメリカ、日本におけるプロファイリングの規制はどうでしょう。

まずEUでは、Aープロファイリングは性質上個人のプライバシーや自己決定権を制約するとして懸念視されており、EUの個人情報保護制度であるGDPRに、プロファイリングの定義付けや、個人について自動化された意思決定を制限する規定が置かれています。また、最近ではAー技術を用いたプロファイリングに関する事例も増えています。Aー活用の利活用により基本的な人権が侵害されることがないように、Aーを横断的に規制するAー規制法が制定され、この中にもプロファイリングに関する規定があります。

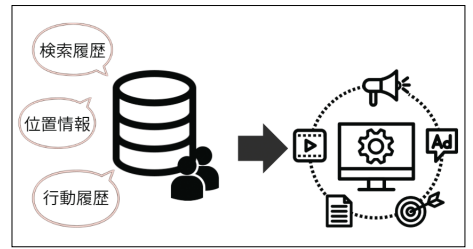
次にアメリカでは、連邦レベルでAープロファイリングを直接規制する法律はありません。しかしながら、消費者プライバシーの規制を担当する連邦取引委員会(FTC)が、プロファイリングについての見解を示しています。EUでは、自動処理によるプロファイリングを問題

はじめに

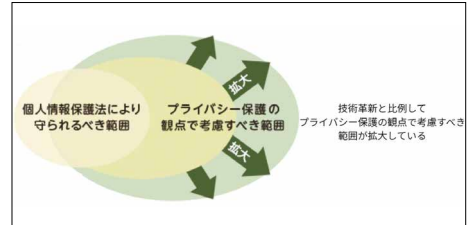
私が所属する小向太郎先生のゼミでは、情報技術の発展により生じる法制度上の課題について、個々人でテーマを設定し、法的問題が発生する要因や法律上の位置づけを研究し、問題解決のための取り組みなどを検討しています。テーマについて技術的・社会的な背景のほか、判例や学説などをもとに、ゼミ内で議論を行いながら研究を進めています。私は、プロファイリングの法的課題について取り扱っています。



小向ゼミのメンバー



ターゲティング広告のイメージ



プライバシー保護の観点で考慮すべき範囲と個人情報保護の範囲の違い

にしていますが、FTCは自然人や機関によってなされた判断全般をプロファイリングとして考えています。そして、オンラインでのプロファイリングについて、FTCが定めた原則に従って業界団体等が自主規制をしています。またプロファイリングによって消費者のプライバシーにリスクが及ぶ場合には、FTC法5条に基づき法的執行の対象になります。また、連邦法ではなく州法のレベルでは、カリフォルニア州やコロラド州など、プロファイリング目的で行われる個人情報処理からオプトアウトできる権利を消費者に付与し、自動処理に対して一定の要件を課しています。

最後に日本の個人情報保護法には、プロファイリングという用語や定義は出てきません。しかしながら、利用の目的の特定や、適正な取得、第三者提供の制限

る懸念を必ずしも払しょくすることができな

きないと考えています。

以上から、AIプロファイリングに対する規制の在り方は各国で異なっており、EUでは包括的かつ権利保障を重視した規律が設けられている一方、アメリカでは分野別・州別の対応が中心となり、日本では既存の個人情報保護法の枠組みの中で間接的に規律されていることがわかります。

おわりに

今後は、AIプロファイリングについて、EUやアメリカなどの他国の制度と日本の制度比較を行いつつ、分野ごとに各国の対応の違いをさらに分析し、望ましい制度の在り方について検討していきたいと考えています。AI技術の進展は非常に早く、法律などによる規制が追いついていません。将来は、国際情報学部

で得た知見や経験を活かして、データや新しい技術を適切に活用することに携わっていただけると考えます。

結びに、研究を進める上で議論や意見

交換をしてくれる小向ゼミのメンバーや、研究を支えてくださったっている先生方や事務室の方々、熱心にご指導して下さる小向先生に心より感謝を申し上げます。

